

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【告 示】

○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定

○ 保安林の指定の解除

○
〃

○道路の区域変更

○道路の供用開始

【公 告】

○ 公共測量の実施

○

//

○ 道路の位置の指定

【人事委員会】

○ 会計年度任用職員の勤務時間、休日及び
休暇に関する規則の一部を改正する規則

(県例規集登載)

【海区漁業調整委員会】

○ 岡山海区漁業調整委員会公聴会の開催

会

○ 第五百四十九回岡山海区漁業調整委員会の開催

"

目次

担当課（室）

◎岡山県告示第四十五号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により、精神通院医療を担当する医療機関を次のとおり指定した。

令和七年二月七日

指定した医療機関

名称

おかやま薬局総社店

岡薬局

幸観堂薬局四十瀬店

所在地

総社市岡谷一三一―一四

玉野市田井五―二四―三三

倉敷市四十瀬二三五―一

岡山県知事 伊原 隆 太

指定年月日

令和六年十二月一日

令和六年十二月一日

令和七年二月一日

◎岡山県告示第四十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

令和七年二月七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

- 一 解除に係る保安林の所在場所
倉敷市粒江字清瀧八四八の六・八五六の七（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、八四八の一
 - 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - 三 解除の理由
道路用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を岡山県庁及び倉敷市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎岡山県告示第四十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

令和七年二月七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 解除に係る保安林の所在場所
倉敷市粒江字清瀧八四八の六・八五六の七（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

三 解除の理由
指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を岡山県庁及び倉敷市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎岡山県告示第四十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和七年二月七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 大埴和西小山旭線
- 三 道路の区域

区 域	新 旧 別	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
久米郡美咲町小山字政平前一三八一番地 先から 久米郡美咲町小山字棚田一五八四番地先 まで	新	三・七 二〇・九	一七九・〇
久米郡美咲町小山字政平前一三八一番地 先から 久米郡美咲町小山字棚田一五八四番地先 まで	旧	三・七 一〇・二	一八七・〇

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 下郷惣田線
- 三 道路の区域

区 域	新 旧 別	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
高梁市備中町平川字木落シ一七六四番一 地先から 高梁市備中町平川字木落シ一七六四番六 地先まで	新	二三・〇 三九・〇	七一四・二
高梁市備中町平川字木落シ一七六四番一 地先から 高梁市備中町平川字木落シ一七六四番六 地先まで	旧	一八・〇 三一・〇	七一四・二

◎岡山県告示第四十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。
その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和七年二月七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

道路の種類	路線名	区間	供用開始年月日
県道	大井和西小 山旭線	久米郡美咲町小山字政平前一三八一番地先から 久米郡美咲町小山字棚田一五八四番地先まで	令和七年二月七日

〔五四〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、倉敷市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和七年二月七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

倉敷市玉島柏島地内	測量区域
公共測量（用地測量）	測量の種類
令和七年一月三十日から同年三月十四日まで	測量期間

〔五五〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、倉敷市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和七年二月七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

倉敷市玉島黒崎地内	測量区域
公共測量（基準点測量等）	測量の種類
令和七年二月七日から同年三月十四日まで	測量期間

〔五六〕建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。
その関係図面については、岡山県備中県民局建設部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和七年二月七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

番 指 定 年 月 日 号	道 路 の 位 置	道路の幅員 （メートル）	道路の延長 （メートル）
岡山県指令備中局 建第四一五号 令和七年一月二十 三日	井原市高屋町四丁目一六番一六	四・〇〇	二六・九七

◎岡山県人事委員会規則第一号

会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年二月七日

岡山県人事委員会委員長 安 田 寛

会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則
会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（令和元年岡山県人事委員会規則第二十六号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第九号中「次項第七号」を「次項第五号」に改め、同項第十一号、第十四号及び第十五号中「であつて、六月以上の任期が定められているもの又は六月以上継続勤務しているもの」を削り、同項に次の一号を加える。

十六 会計年度任用職員（任用期間が六月以上の者又は六月以上継続勤務している者（週以外の期間によつて勤務日数が定められている者で一年間の勤務日数が四十七日以下であるものを除く。）に限る。）が負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 一の会計年度において別表第二の二に定める日数の範囲内で必要と認められる日又は時間

第十二条第二項ただし書中「第十二条」を「第十三条」に、「第二十五条」を「第二十六条」に改め、同項第二号中「小学校就学の始期に達するまでの」を「九歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある」に改め、「であつて、六月以上の任期が定められているもの又は六月以上継続勤務しているもの」を削り、「又はその子」を「その子」に、「受けさせる」を「受けさせ、その子が在籍する学校等の臨時休業等（学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）第二十条の規定による臨時休業その他人事委員会が定める事由によるものに限る。）に伴い当該子の世話を行い、又はその子が在籍する学校等が実施する行事（人事委員会が定めるものに限る。）に出席する」に改め、同項第三号中「であつて、六月以上の任期が定められているもの又は六月以上継続勤務しているもの」を削り、同項第七号を削り、同項第八号を同項第七号とし、同条第三号中「及び第十五号」を「から第十六号まで」に、「、第三号及び第七号」を「及び第三号」に改める。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

◎岡山海区漁業調整委員会公示第二号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十四条第五項の規定により、公聴会を次のとおり開催する。

なお、公聴会で意見を述べようとする者は、住所、氏名、職業（漁業者の場合は、従事する漁業）、利害関係を有する理由及び意見の概要を令和七年二月十九日までに書面をもって、当委員会事務局（岡山市北区内山下二丁目四番六号岡山県庁内）へ提出すること。

また、漁場計画案は、当委員会事務局、関係市役所及び関係漁業協同組合に備え置き、一般の縦覧に供する。

令和七年二月七日

岡山海区漁業調整委員会

会長 井 本 瀧 雄

一 日時

令和七年二月二十一日（金）

午後二時から

二 場所 岡山市北区下石井二丁目六番四一号

ピュアリティまきび

TEL（〇八六）二三二一〇五一

三 案件 海区漁場計画の変更について

◎岡山海区漁業調整委員会公示第三号

岡山海区漁業調整委員会事務規程第五条第一項の規定により、第五百四十九回岡山海区漁業調整委員会を次のとおり開催する。

令和七年二月七日

岡山海区漁業調整委員会

会長 井本 瀧雄

一 日時

令和七年二月二十一日（金）

午後二時十分から

二 場所 岡山市北区下石井二丁目六番四一号

ピュアリティまきび

TEL（〇八六）二三二一〇五一

三 議題

第一号議案 公聴会の意見取りまとめについて

第二号議案 海区漁場計画の変更について

第三号議案 岡山県海面漁業調整規則の一部改正について

第四号議案 知事管理漁獲可能量の設定について